**設立趣旨**

　本会「りてらこや　新潟」の名称は、英語で読み書きの能力を意味するLiteracy（リテラシー）の「りてら」と、日本語の「寺子屋」を併せて作ったものです。現代社会を生きる上で、読み書きの能力が不可欠なことは言うまでもありません。が、残念ながら、今日本に住んでいる人すべてが、その能力を十分開花させているとは言えません。学校教育が普及した現在の日本にあっても、制度が対応しきれないケースが増え、新たな学びの場が必要になっていることは周知の通りです。その新たな学びの場という意味で、江戸時代の庶民の学校だった「寺子屋」を本会の名称にとりいれることにしました。

本会は、何人であれ、何語であれ、読み書き能力を身につける権利がある、との考えに基づいて活動します。日本語の読み書きの習得に特化した活動を行うものではありません。何語であれ、その読み書き能力、ひいては、会員自身含めた社会全体の言語運用能力の底上げのための活動を行うことを目指します。

近年、新潟の小中学校にも、日本語を母語としない子供たちが大勢通っています。子供たちは、外国語である日本語で授業を受け、日本語で友達と話し、日本での生活を送っています。しかし、生まれたときから常に日本語に接してきた子供たちと違い、学年相当の教科内容を日本語で理解するには、多大な努力とより長い時間を要します。その間も、学校では次々と新しいことを学習しています。ですから、同年代の他の友達と肩を並べるまでには、日本語の勉強に加え、併せて各教科の学習もこなさなければならない過酷な状況が数年は続いているのです。

現在新潟市の教育委員会でも、市立小中学校へ日本語指導協力者を派遣する事業を行っています。また、日本語を教えるボランティア活動が盛になり、ボランティアに携わる人も数多く育ち、日常会話の教室も開催されています。しかし、生活するために必要な日常会話を学ぶだけでは、成人して社会へ出るためには、不十分なのです。複雑な現代社会を生き抜くためには、最低でも一つの言語についての十分な読み書き能力が、どうしても必要です。

本会では、こうした日本語を母語としない子供たちで、将来も日本で暮らしていく子供たちが、日本語の日常会話の習得にとどまらず、年齢相応の日本語の読み書き能力を習得するために何が必要か、調査・研究し、そのための支援を行っていきたいと考えています。設立時点での主な活動内容は、日本語の各種教材の翻訳や、母語による解説、ふりがな付けの作業です。本会は日本語の読み書き学習の支援に特化するものではなく、すでに習得中の言語があれば、日本語でなくても、それをできるだけ伸ばし、その読み書きに習熟することが重要だと考えるからです。将来的には、継承語（母語）教育の支援や、成人識字教育一般も視野に入れた読み書き学習や言語スキルの習得のための支援全般にも活動範囲を広げたいと考えています。

概して子供の言語学習のスピードは、大人に比べ、驚くほど速いのは事実です。しかし一方で、未完成の母語能力は、消失するのも恐ろしく早いものです。読み書き能力を習得、向上させるには、子供たちが持っている母語の運用力が重要な鍵となっていることは、多くの専門家の指摘を待つまでもありません。日本語の学習をしている間にも、子供たちは日々成長、発達しており、その間に母語の学習がおろそかになれば、当然、その運用力も衰退します。一般に小学校３，４年生以上で来日した場合、年齢相応に各教科の言葉を理解して、考えをまとめたり、発表したりするまでには、数年はかかると言われます。（日常会話の習得だけなら１年程度です。）この間、母語による学習を継続し、母語の読み書き能力を高めることは、外国語である日本語の読み書き能力を向上させるのにも必ず役立ちます。

文化的多様性は、豊かな社会の指標です。遅きに失した感は否めませんが、日本語を母語としない子供たちの母語・母文化の継承、日本語を母語とするものの異文化を母文化とする子供たちの母文化の継承についても、真剣に考えるべき時が来ています。

幸い新潟には留学生など、成人の日本語非母語話者が大勢います。また、日本語を母語とし、外国語を学んでいる人々も大勢います。こうした人々の力を借りて、本会の活動を進めていきたいと考えます。日本人が外国人を助けるのでもなく、外国人が日本人に教えるのでもなく、ともに未来の地球市民を育てつつ、自らも育っていく仲間として活動できる場が、この「りてらこや　新潟」でありたいと思います。

本会の活動が、より豊かな言葉によるコミュニケーションによる人の輪を広げ、平和な社会を築いていくための一助となることを祈念します。

**本会　規約**

**第1章　総則**

（名称）

第1条　　本会は「りてらこや　新潟」と称する。

（事務局所在地）

第2条　　本会の事務局を新潟県新潟市中央区長嶺町6－18－1に置く。

（目的）

第3条

　　　　　本会は、いかなる母語の話者についても、その読み書きの能力を身につけ、向上させる権利を持つと考える。そして、その能力を習得し向上させることができるよう、相互扶助の精神で、教材作りやワークショップを行うことにより、平和で安定した社会、国籍や民族の別を超えた友好的人間関係の構築に貢献することを目指す。

（活動内容）

第4条　　リテラシー・言語コミュニケーション能力向上のための互助的支援活動を行う。

特に、日本語を母語としない児童生徒のための教材作りなどを通して読み書き学習の支援を行う。

　　　　　　留学生や日本語を母語としない市民の母語を生かした活動、母語の継承学習のための活動を支援・実施する。

**第2章　　会員**

（会員）

第5条　　本会の趣旨を理解し、協力したいと思いかつ、　上記活動に関して何らかの具体的な協力ができる人。　1年以上、本会との連絡が絶えた場合、退会したものとみなす。

（賛助会員）

第6条　　本会の趣旨に同意し、年1000円の会費を納めた人。具体的な活動に参加することは必要条件ではないが、賛助会員が具体的な活動に参加することは妨げない。

**第3章　　役員**

（役員）

第7条　　代表1名、会計1名、会計監査1名をおく。

　　　　　　　　賛助会員が3名以下、年間寄付金額が50万円以下の場合、代表が会計を兼ねることができる。会計監査は非会員、非賛助会員に委託する。

（役員の改選）

第8条　 会員数が３０名を超え、かつ賛助会員が４名以上になったら、１年に１回総会で、役員の改選について討議し、総会の決議に基づいて会長、会計、会計監査各１名を決定する。再任は妨げない。

（役員の解任）

第9条　　役員が規約に違反したり、本会の趣旨に反する行為を行ったりした場合は、総会の決議により解任することができる。

**第４章　　総会及び実行委員会**

（会議）

第10条　　本団体に、次の会議を置く。

　　　　　　１）総会

2）実行委員会

（総会開催要件）

第11条　会員数が30名を超え、かつ賛助会員が4名以上になったら、1年に1回総会を開催する。

第12条　代表が必要と判断した場合、臨時に開催することを妨げない。

（総会議決定数）

第13条　会員・賛助会員の7割の出席により、総会の議決が成立する。欠席者は委任状の提出により、出席とみなされる。

第14条　議決は会員・賛助会員の多数決による。

（総会付議事項）

第15条　　総会に付議する事項は次の通りである。

１）　活動計画及び予算決定に関する事項

2）　活動報告及び決算報告に関する事項

3）　その他運営に関する重要な事項

（実行委員会開催要件）

第16条　本会の目的に沿った個別の活動ごとに、会員からなる実行委員会を置くことができる。

（実行委員会の権限）

第1７条　本会の目的に沿った個別の活動に限り、当該活動に参加する会員が話し合って、必要な決定をすることができる。

**第5章　　会計**

（会計）

第18条　会の運営にかかる費用は、賛助会員による会費と寄付、その他の収入をもってあてる。

（会費）

第19条　会員は無償で労働力を提供することで、会費は免除される。

　　　　　　賛助会員の会費は１年1000円とする。

（会計年度）

第20条　　本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第6章　　附則**

（細則の制定）

第21条　　本規約施行のため必要な細則は、総会の決議を経て決定される。

（規約の改廃）

第22条　　本規約の改廃については、総会の議決を経て決定される。

**附則**

この規約は平成21年4月1日より施行する。ただし、会員・賛助会員が規定の数に達したら、速やかに総会を行い、本規約の改廃について討議する。